

松 監 第 76 号
令和6年2月28日

松原市教育長 美濃 亮 様

松原市監査委員 川西 修
松原市監査委員 植松 栄次

令和5年度実施定期監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出します。

令和 5 年度実施定期監査結果報告書

松原市監査委員

1. 松原市監査基準に準拠している旨

本監査は、松原市監査基準（昭和 55 年 11 月 1 日制定）に準拠し実施した。

2. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査

3. 監査の対象部署及び実施日

教育総務部文化財課 : 令和 6 年 1 月 29 日

4. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及びその他事務の執行が適正かつ合理的、効率的に行われているかについて、下記の着眼点に基づき監査を実施した。

①収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。

②契約事務は関係法令に基づき適正に行われているか。

③財産の維持管理は適正に行われているか。

④施設の管理は適正に行われているか。

⑤公金の取り扱いが適正に行われているか。

⑥行政文書は適正に管理されているか。

5. 監査の実施内容

対象部署の財務に関する事務の執行及びその他事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、対象部署より関係書類及び関係帳票等の提出を求め、これらの照合、確認等を行うとともに、対象部署の関係職員から説明を求め、質疑を交わした。

6. 監査の結果

予算執行状況、事務事業の管理状況、安全対策等については、良好に執行がなされているものと認められるが、一部において改善を要するものが見受けられた。改善を要するものとしては、指摘事項として記した。

また、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、所属長に対して、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

今後事務の執行に当たっては、次項以降の指摘事項に十分留意されるとともに改善措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により遅滞なく別紙様式に準じ通知してください。

7. 指摘事項

- ① 契約期間が長期にわたる委託契約では、契約書や仕様書に月報の作成と提出を定めているが、提出された月報には作成日や提出日が記載されておらず、また、一部の月報は誰が確認をしたのか不明なものが見受けられた。業務の進捗管理については、半月に1回の頻度でメールにて実施しているとのことで、月報は委託業務が完了した際に提出され、その後、確認しているとのことであった。

今後は、月報が提出された際は、担当職員において、作成日や提出日等の内容の確認を徹底するとともに、いつ確認したかを明確にするよう改められたい。

- ② 複数の委託業務において、受託者より提出された業務計画書に基づいて打合せを行う業務があるが、打合せを行った際の相手方との意思確認の方法について確認したところ、市と受託者のそれぞれが打合せ内容のメモを作成しているが、お互いにメモの内容を共有していないとのことであった。

今後、打合せを行った際は、『いつ、誰と誰が、どこで何を打合せしたのか』という協議簿を作成し、市と受託者の間で意思確認を取るとともに打合せ内容の共有を図り、より確実に効率的な事務遂行に改められたい。

別紙様式

(記入例)

監査対象部課	〇〇部〇〇課
監査の結果	講じた措置及び対応状況
<p>・現金送達簿により収受した現金の指定金融機関への入金処理について、より慎重を期するため、事務処理のチェック機能を高められたい。</p>	<p>・今後、現金の取り扱いについては、複数人体制にするなど、チェック機能を高め、より慎重な入金処理を行ってまいります。</p>
<p>・委託契約の随意契約で地方自治法施行令の適用条項が適切でないものが見受けられたので注意されたい。</p>	<p>・今後、地方自治法施行令及び契約規則に則り、適正に事務処理を行ってまいります。</p>

(記入例)

監査対象校	〇〇小学校
監査の結果	講じた措置及び対応状況
<p>・普通交通機関等に係る勤務者に、定期的に定期乗車券を確認していなかった。学校長は通勤手当の認定権者であるので、不適正な受給がないよう厳正な態度で事務処理されたい。</p>	<p>・ご指摘のとおり、定期的に定期乗車券を確認し、不正受給がないよう事務処理を行ってまいります。</p>